## 田辺市事前復興計画(案)に係る市民意見募集結果について

## 1. 実施結果の概要

(1) 実施期間

令和5年11月27日(月)~12月26日(火)

(2) 意見の提出状況

提出者数 3名

意見数 15 件

## 2. 意見の概要と市の考え方

| 2 | 2. 意見の概要と市の考え方                           |               |              |     |  |  |  |  |  |  |
|---|--|---------------|--------------|-----|--|--|--|--|--|--|
|   | 分類                                       |               | 頁            | No. | 意見の概要  | 市の考え方  |  |  |  |  |
|   | 3.3<br>応急対応期の想定シナ<br>リオと課題・対応例           | 避難所の運営        | 3-4          | 1   | 市内には民間宿泊施設が少なく、避難所の運営に必要なマンパワーの確保が課題と考える。  | 避難所の運営は、「田辺市避難所運営マニュアル」に基づき、市職員や施設管理者、避難者の代表で運営組織をつくる等による対応を図るとともに、田辺市受援計画に基づき、他自治体からの応援職員やボランティアも含めた運営体制を構築する考えとしています。 【P5-1に加筆】  |  |  |  |  |
|   |  | 支援物資等の<br>受入れ | 3-4          | 2   | 支援物資等の受入れは、事前に宅配業者と協<br>定を締結する等の対応が考えられる。  | 支援物資等の受け入れは、宅配業者のほか、すでに協定を締結している民間企業(イオン、ダイエー等)と連携することとなっています(田辺市受援計画)。 ご意見を踏まえ、その内容を第5章事前復興準備計画の「5.1.3避難所の確保・避難生活の質向上」に追記します。 【P5-1に加筆】   |  |  |  |  |
|   | 3.4 復旧対応期の想定シナリオと課題・対応例                  |               | 3-7          | 3   | 応急仮設住宅の速やかな供給にあたり、建築<br>会社と建築に関わる協定を事前に締結してお<br>くことが重要と考える。                                | 応急仮設住宅の供給は、県が主体となりますが、ご意見を踏まえ、第5章事前復興準備計画の「5.4.1 応急仮設住宅」に追記します。また、用地不足への対応や復興への円滑・速やかな移行を視野に入れ、応急仮設住宅と災害公営住宅を一連のものとして供給可能であるかを検討する旨を追記します。 【P5-3に加筆】   |  |  |  |  |
|   | 3.5<br>復興対応期の想定シナリオと課題・対<br>応例           |               | 3-10<br>3-11 | 4   | 復興対応期の職員配置は、事務量増大に対し、<br>臨機応変・順応的な体制づくりと限られた人<br>材の適材適所の配置とともに、支援体制やそ<br>の経費の準備が必要となると考える。 | 対応例として、UR 都市再生機構等の公的機関(UR 都市再生機構や県土地開発公社)への事業委託や、専門家が各種管理業務を行う CM (コンストラクション・マネジメント)方式の導入によるマンパワー不足の解消を示しています。 【P3-10、3-11 に記載済】   |  |  |  |  |
|   | 4.2<br>地区別復興まちづくり<br>計画<br>4.2.2<br>中部地区 | 復興まちづく りの方針   | 4-8          | 5   | 田辺祭りを後世へ残すために、担当町の片町・本町・紺屋町・福路町・栄町・北新町・南新町の町割の撤廃をも視野に入れた、商店街を再編・再構築する必要があると考える。            | 中心市街地の町割りは商業活動の基盤であり、本市の象徴的な景観を構成する要素の一つと認識しています。このため、復興まちづくりは、商業者の事業継続とともに、現在の町割を継承することを想定しています。また、災害後は、持続可能な商業地へ転換する好機と捉え、土地の所有から活用を促す仕組み(まちづくり会社が一括借り上げし、意欲ある事業者に転貸する等)のソフト事業の導入を併用する考えとしています。<br>実際の被災状況に応じて、商店街を含む中心市街地の具体の再建方法や商業者の支援を検討していく必要があると考えます。<br>【P4-8 に記載済】 |  |  |  |  |
|   |  |               | 4-8          | 6   | 中部地区の応急仮設住宅の建設等の復興を円<br>滑に遂行できるよう、事前に下万呂・高雄地域<br>等の地籍調査を進める必要がある。                          | JR 紀伊田辺駅周辺で地籍調査未実施箇所における<br>地籍調査を推進することとしています。<br>【P5-2 に記載済】<br>また、地籍調査状況図 (P2-31) は最新版(令和5年<br>度版)に更新しています。  |  |  |  |  |
|   |  |               | 4-9          | 7   | 闘鶏神社は津波浸水が想定されており、宝物 (ほうもつ)等を裏山へ高台移設する箇所を事前に確保しておくことが必要と考える。                               | 文化財防災と連携し、災害時に宝物等を搬出する<br>レスキュー体制の整備や訓練等の対応を文化財部<br>局と調整・連携して検討していく必要があると考<br>えます。   |  |  |  |  |

| 4.2 地区別復興まちづくり計画 4.2.2 中部地区 | 土地利用計画の考え方 | 4-9 | 8  | 湊本通り・北新町・栄町の道路整備が商店街の<br>活性化にどれだけ貢献しているか不明であ<br>り、中心市街地における商店街の復興は、既存<br>の町割を抜きにした計画を望む。 | 中心市街地の町割りは商業活動の基盤であり、本市の象徴的な景観を構成する要素の一つと認識しています。ただし、中心市街地の安全性を高める観点から、復興時は道路拡幅等を行う方針です。その際、商業者の事業継続に配慮するとともに、まちの魅力の一つである街区構成等の町割を壊さないよう留意しながら進める考えとしています。<br>実際の被災状況に応じて、商店街を含む中心市街地の具体の土地利用や商業者の支援等を検討する必要があります。<br>【P4-8 に記載済】 |
|-----------------------------|------------|-----|----|--|---|
|                             |            | 4-9 | 9  | 左会津川の左岸の 6 号復興道路は、堤内地側への拡幅や横断する橋梁との交差等を視野に入れた測量・計画・設計に関する関係機関との協議・調整が必要になると想定する。         | 国道・県道・堤防の高さや線形と調整・整合を図り、<br>復興道路等を含めた復興まちづくりを国や県と連<br>携して進めていくこととしています。<br>【P4-21 に記載済】   |
| 5.2 都市計画マスタープラン立地適正化計画による誘導 |            |     | 10 | 地震は諸外国でも繰り返される。田辺市を世界に誇れる住宅復興モデルとして構築したい。  | ご意見として承り、今後の検討の参考とさせてい<br>ただきます。  |
| 5.3 地籍調査                    |            |     | 11 | 地籍調査と同じタイミングで所有者への買収<br>や借地の交渉に取り掛かかり始めてはどう<br>か。  | 被災前の現段階では、復興まちづくりの事業区域<br>を確定することは難しいですが、応急復旧局面の<br>活用可能性も含めて、用地確保は課題と認識して<br>おり、今後の参考とさせていただきます。   |
|                             | 復興事業の事前実施  |     | 12 | 移転候補地に位置付けられている西部A地区<br>周辺の山林をすぐにでも利用してほしい。<br>嵩上げ道路等の多重防御の工事は今から取り                      | 今後、事前移転等の事業に対する熟度が高まった<br>地区については、適宜、事前復興計画の見直しや地<br>区別懇談会の開催等を行っていきたいと考えてい<br>ます。  |
| その他                         |            |     | 14 | 組んでも早すぎることはない。<br>地盤調査を進め、地盤改良の必要のない強硬<br>な候補地から集合住宅建設を進め、事前移転<br>を促進して行く事も重要だと思う。       |   |
|                             | 病床の確保      |     | 15 | 市内の医療機関は中小病院が殆んどで病床に<br>限りがあるため、医療機関と連携してベッド<br>等の確保を検討してほしい。                            | ご意見として承り、関係機関との協議・調整等際な<br>どの場面で今後の参考とさせていただきます。  |